

県南広域振興局長告示第60号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成26年4月8日

県南広域振興局長 遠藤達雄

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 北上市相去町寺後沢23番21、23番31、23番55、23番66、23番68、23番69の一部、23番119、23番120、23番121及び23番122
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 花巻市石神町77番地3 岩手雪運株式会社